

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月22日

【会社名】 株式会社A D E K A

【英訳名】 ADEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 城詰 秀尊

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久七丁目 2 番35号

【電話番号】 03-4455-2801

【事務連絡者氏名】 法務・広報部長 小八重 文武

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久七丁目 2 番35号

【電話番号】 03-4455-2801

【事務連絡者氏名】 法務・広報部長 小八重 文武

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  
株式会社A D E K A 大阪支社  
(大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番 7 号)  
株式会社A D E K A 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号)

## 1【提出理由】

2021年6月18日開催の当社第159回定時株主総会において下記の事項について決議を行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2021年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金24円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新

設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

(2) 天災地変や疫病の蔓延等の不測の事態の発生により、取締役会が必要と認めるときは、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条(期末配当等)の新設等、所要の変更を実施する。

(3) 取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できることとするべく、変更案第26条第1項の規定を新設する。

(4) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更を実施する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件

第2号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、取締役として、城詰秀尊、富安治彦、小林義昭、藤澤茂樹、志賀洋二、芳仲篤也、安田晋、川本尚史、角田憲康、永井和之、遠藤茂及び堀口誠の12名を選任する。

なお、永井和之氏、遠藤茂氏及び堀口誠氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、監査等委員である取締役として、林義人、矢島明政、奥山章雄、竹村葉子及び佐藤美樹の5名を選任する。

なお、奥山章雄氏、竹村葉子氏及び佐藤美樹氏は社外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、補欠の監査等委員である取締役として、弓場啓司氏を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

第2号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の総額を年額480百万円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内。この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。)とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に係る報酬等に関する事項決定の件

第2号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式を割当てるために発行される当社普通株式の総数を、年間最大10万株、年額150百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	967,635	247	0	(注) 1	99.97%
第2号議案	934,168	33,714	0	(注) 2	96.52%
第3号議案				(注) 3	
城詰 秀尊	880,817	85,612	1,452		91.00%
富安 治彦	910,941	55,489	1,452		94.12%
小林 義昭	951,258	15,172	1,452		98.28%
藤澤 茂樹	951,268	15,162	1,452		98.28%
志賀 洋二	951,246	15,184	1,452		98.28%
芳仲 篤也	951,306	15,124	1,452		98.29%
安田 晋	951,262	15,168	1,452		98.28%
川本 尚史	951,269	15,161	1,452		98.28%
角田 憲康	951,244	15,186	1,452		98.28%
永井 和之	953,933	13,947	0		98.56%
遠藤 茂	956,155	11,726	0		98.79%
堀口 誠	959,815	8,067	0		99.17%
第4号議案				(注) 3	
林 義人	940,468	25,962	1,452		97.17%
矢島 明政	940,440	25,990	1,452		97.16%
奥山 章雄	868,379	99,501	0		89.72%
竹村 葉子	957,252	10,628	0		98.90%
佐藤 美樹	795,172	171,255	1,452		82.16%
第5号議案	959,966	7,916	0	(注) 3	99.18%
第6号議案	957,964	1,568	8,345	(注) 1	98.98%
第7号議案	966,356	681	845	(注) 1	99.84%
第8号議案	955,826	12,056	0	(注) 1	98.75%

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案、第6号議案乃至第8号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案乃至第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上